

令和2年1月6日

長与町議会

議長 山口 憲一郎

研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条の2の規定により、次のとおり公表します。

1. 研修名（主催者） 長与町議会議員研修会
「法制執務基礎・コンプライアンス研修」
第一法規株式会社 九州営業第二部課長
鳴瀬 正芳 氏（法制講師・法制アドバイザー）
2. 研 修 日 時 令和元年10月8日（火）13時30分～15時
3. 研 修 場 所 長与町水道局第1会議室
4. 研 修 目 的 議員の資質向上に資するため
5. 所 見 （記載は議席番号順）

【八木 亮三 議員】

行政から一般企業、福祉事業者などまでの業務上必要な法務に関する情報提供を行っている株式会社第一法規の方を講師に迎えての、議員のコンプライアンス（法令遵守）についての、長与町議会独自の議員研修で、序盤は憲法、法律、政令、条令等の各種法令およびそれぞれの相関関係の簡単な説明で、その後小冊子を使っただけの議員としてのコンプライアンスの在り方についての解説がありました。

冊子自体は、議場内でのコンプライアンスとしては議会での不規則発言やふるまいについて、議場外でのコンプライアンスとしては政務活動費や兼業の禁止、セクハラ・パワハラ、情報の取り扱いなど16の項目があるものでしたが、今回は、議会費を使っただけの現地調査・視察の在り方と SNS 等を使っただけの情報発信の際の注意点についてが主なテーマでした。

長与町議会議員には政務活動費はありませんが、所管事務現地調査は議会費からの支出で行くものであるため、その調査・研究の結果を一般質問などに活かすことは、改めて説明を受けるまでもなく当然であると思います。しかしながら、そのためにも、その調査・視察が本当に本町ならびに本町議会にとって有用であるか、成果を活用できる可能性が十分に考えられるかなどを事前に入念に協議・検討することが重要であり、また、現地調査に赴いた際には、誰がどこへどのような目的で出張し、どのようなことを行っ

たか、住民に広く開示し、その派遣の妥当性や議員の活動そのものへの理解と関心を求めることも必須だと考えます。

SNSにおける情報発信については、特に相手のある個人情報の取り扱い（顔写真など）は細心の注意が必要だと改めて感じましたが、誹謗中傷・差別などの社会通念上許されない言動は論外ながら、とにかく「普段何をやっているのか分からない」「選挙の時以外はどこにいるのかも分からない」と評されがちな議員の議会外の活動および個人の思想・主義主張・人となりなどを知ってもらうためには大変重要なことですので、取り扱いに注意しつつ積極的に活用していくべきだと思います。

その他、パワハラ事例や公文書の取り扱いについての話もありましたが、最後に触れられた、来年度から実施される公務員の会計年度任用職員制度が、今後の公務員の労働環境・条件の悪化や質の低下につながるかが気になる場所でしたので、今後注視していこうと思います。

【松林 敏 議員】

法令と例規を、たとえ話を交えながら説明していただき、より深く理解できたと思います。法律改正のトピックとして、会計年度任用職員制度、民法改正、契約不適合などの説明があり、もう少し調べてみようと考えさせていただきました。

コンプライアンスに関しては、公人と私人という2つの立場と、第三者からの目を意識しながら行動や発言を行うことが大切かなと感じています。

議員は選良といわれることがあります。その名に恥じないよう頑張っていかななくてはならないと、あらためて感じました

【西田 健 議員】

①法体系の基礎

議員として当然であるが、関係例規集の把握に努めなければならない。

特に議会基本条例については、早期把握に努めたい。

②事例に基づくコンプライアンス

(1) 調査研究や視察の成果を一般質問の場などで活かすのがベストである。

いろいろな課題に対し妥協することなく問題解決に努める。

(2) SNSで住民に向けた情報発信は問題ないが、軽い気持ちで投稿した内容が大きなトラブルとなるケースがある。手軽で便利であるが、常に慎重さを忘れず発信する。

(3) 議員は、住民の信頼を損ねないよう、情報の取り扱いに十分注意する。

【浦川 圭一 議員】

法制執務基礎については、憲法のもとに、国の機関であれば法律、政令、省令、告示、訓令などで示されたものを基に。私どもが関与する自治体の行政運営については、条例、規則、告示、訓令などをもってその運営に当たっているという基本的な説明を受け、新たな条例の制定また改正などについては、その基本となる法令の制定、改正なども熟考し、その審査に対応すべきであると改めて感じた。

また議員に求められる「法令順守」・「コンプライアンス」については、当然ながら法に基づき、本町議会議員政治倫理条例を遵守しながら、議員に求められる責務を果たしていくという基本を、肝に銘じて実践してまいります。

【中村 美穂 議員】

今回の令和元年度長与町議会議員研修は「法制執務基礎・コンプライアンス」という内容で、第一法規株式会社九州営業第二部課長 鳴瀬 正芳氏（法制講師・法制アドバイザー）の講演が行われた。

鳴瀬氏の講演内容は、法とは社会のルールを明文化したものである。事例に基づくコンプライアンスとしてSNSの使用について、情報の取り扱い、公文書＝住民のもの、情報公開条例。自治体議員のコンプライアンスが問われた事例や、会計年度任用職員制度の運用について、民法改正等、多岐にわたり法の基礎の研修であった。法体系については改めて認識を深めることができたので良かったと思う。

【安部 都 議員】

法務執務基礎・コンプライアンスをテーマに、第一法規（株）法務講師 鳴瀬 正芳氏よりご教授頂いた。まずは、1、法体系（法令と例規の基本的な考え方）2、事例に基づくコンプライアンス（1）政務活動費について（2）SNSについて（3）情報の取り扱いについて（4）自治体議員のコンプライアンスが問われた最近の事例を挙げ説明をされた。

「コンプライアンス」とは、「法令遵守」とよく聞かれる言葉だが、自治体議員にとってのコンプライアンスは、法令を守ることはもちろんのこと、選挙で住民から選ばれた「良識の人」として、住民代表として、自治体がおかれている現状を見据え未来を語り幸せに暮らせるよう、知識を備え、知恵を絞り住民の模範となり行動することであります。

先日、「議員インターンシップ」として定期的に毎年受け入れている大学生が、今年初めて「未来国会」に出場した。そして決勝まで行き準優勝を果たしたのは嬉しく快挙であった。全国の大学生が知恵を搾り出し30年後、50年後の未来の国会を若者の視点で考え政策する「未来国会」である。議員の立場は、学生にアドバイスする役目で、学生と共に知恵を絞り、大学等で話し合いいろいろな未来を語り合った。とても新鮮で楽しく素敵な時間でもあった。今後も若者と共にアイデアを共有し、共に世代を超えてより良い社会・政治を創り上げていかなければならないと思う。そして、議員としての自覚を持ち真摯に住民の思いに傾けていきたいと思う。今回再確認させられる時間であった。

【内村 博法 議員】

今回、鳴瀬正芳講師（第一法規株式会社九州営業第二部課長）より「法制執務基礎・コンプライアンス」のテーマで説明を受けた。内容としては①憲法・法律・条例等の法体系②自治体議員に求められるコンプライアンスについてわかりやすく説明された。配布された「自治体議員のコンプライアンス」の中で ア、公人である議員は、法令を守ることはもちろん住民の模範として行動することが期待されており、そこには社会人としての道徳や倫理観も大切な指針となる。イ、インターネットの普及が進み、SNSを利用し、日々の活動等を発信する議員がいるが、軽い気持ちで投稿した内容が拡散して大きなトラブルになることがある。特に議員の場合は、公人として責任ある立場から、リスクはより高くなる等が記載されており大変参考になった。

改めて、議員という立場を考える良い研修であった。

【安藤 克彦 議員】

法体系についての基礎的な考えの解説の後、政務活動費、SNS、情報の取り扱い、コンプライアンスに関する事例が紹介された。まず、政務活動費については本町議会では支給が無いため、金銭の用途については何ら縛られることはない。しかし、公費を使った行政視察は報告書などで研修内容を明らかにし、

学んだことを生かした一般質問や政策立案を行う等、見える形で成果を出すことが大切だと思う。SNSに関してはダイレクトにスピード感を持った情報発信ができる反面、特にツイッターで見られる危険をあったり、非難したり、間違った認識や誤解により人を傷つける等、潜在的なリスクを秘めているため十分な注意が必要である。また、プライバシーに対する配慮も気をつけないといけない。情報の取り扱いに関しては、「公開されていないものを漏らさない」と言うのが大原則だと思う。特に個人情報に関することは慎重に扱う必要がある。

研修を通して、議員として謙虚な気持ちを忘れてはいけないと改めて感じた。横柄な振る舞いや傲慢さがこのような問題に対応できなくなる。年齢や当選回数を重ねても、初心の気持ちを忘れることなく行動することが大切である。

【金子 恵 議員】

議会の本質は「言論の府」であり、議員相互間の自由闊達な討論・議論が大事である。しかし、「自由闊達」とはいえ、地方自治法や会議規則を無視することはできない。ルールの中で、しっかりとした討論が成されるべきである。

また、自由な討論は、しばしば逸脱し、個人攻撃、人格に対する直接的批判がされることがある。対論は冷静でなければならない。だからこそ、コンプライアンスが求められるということである。

コンプライアンスとは「法令順守」と訳されるが、「選良」である議員はいかなる場合も自らを律し行動することが大切である。今回受けた研修は、このコンプライアンスに関して、議員としての自覚、あるべき姿はもちろんだが、議員（議会）として、住民に対する情報発信のメリット、デメリットを含め、遵守すべき内容を改めて勉強することができた。

【堤 理志 議員】

法体系については日本国憲法を最高規範とした国の法律また、地方が制定する条例など、法体系のシステム、制度設計についてのわかりやすい説明であり認識を深めることができた。

また、今後予定されている法改正として会計年度任用職員制度、民法改正、瑕疵担保責任が予定されているということであった。今後これらについても住民生活にどのように関わるのか留意しなければならないと感じた。

コンプライアンスについては、特に情報の引用・転載の違い、それらの取り扱い上の留意点など参考になった。

コンプライアンスの問題については地方議員の1人として常に自覚しておかなければならないと再認識した研修であった。

【河野 龍二 議員】

○法体系について

おおよその法体系は理解していたものの、あらためて学習すると、よく理解ができた。今後の議会対策でも政令なども詳しく調査し、質問や質疑に活かして、いければと思う。

○コンプライアンスについて

これも一応の常識の範囲では理解しているつもりであった。

説明内容も常々心がけている内容だったと感じた。

政務活動費は長与町議会では支給されていないが、行政視察調査などは指摘のとおり、住民に理解が得ら

れるように、説明責任が果たせるような活動にしなければならないと常々感じているところである。

SNSの説明も議員活動として、広報することは問題ないと思うが、全国的にも議員のSNSの投稿が批判されるケースも多い。これも常識の範囲での活動が必要と感じた。

情報の管理の問題は、個人の情報は当然守秘するのが原則だと思う。

一方、地域の課題などの情報は誰もが知りたい情報だと思う。

十分な配慮の中で情報は出来るだけ公開していく事が必要だと感じた。

○所感

自治体議員のコンプライアンスは、社会的なルールに基づいていけば大きく逸脱することはないと思う。

そして何より、議員であるべき立場、市民の代表であるべき立場に自ら常々心がけていけば問題ないと思う。

しかし議員が自らの利益や保身、権威を優先させる行動が、全国的にも問題になっている。こうした問題が政治離れや選挙離れに繋がっていると感じられる。

あらためて議員の姿勢を考えさせられた研修だった。

【吉岡 清彦 議員】

1. 法制執務基礎について

国民の基本を為す日本国憲法のもと

- ① 国の機関(法律・政令・省令など)
- ② 地方公共団体の機関(条例・規則など)

それぞれが政令をもって国民の為、例規をもって住民のために取り組んでいるのがよく理解できた。

2. 議員のコンプライアンスについて

議員の仕事とは何か

「住民の未来を描き、語る」こと

- ① 地域の未来を提示し実現していくこと
- ② 政務活動は政策を練り上げるための大きな「道しるべ」

政務活動費の重要性、必要性を感じた。

よき研修会だったと思う。

【竹中 悟 議員】

法体系の基本的な構図について 憲法を基準とした国の機関の役割 地方公共団体の機関の役割についての説明があり 法律 法令 府 省令 告示 訓令<国の機関> 条例 規則 告示 訓令 <地方公共団体の機関>の権限の違いの説明がなされた

コンプライアンスについては政務活動費の有効利用、調査視察の成果を一般質問に生かす。又 SNS の正しい認識が必要である。一度投稿すると拡散が止まらない。議員として責任ある投稿が必要である。

以上基本的な講話であった

【西岡 克之 議員】

法の考え方から入り、日本の最高規範は憲法であり、その位置付けを踏まえて国が作る法的決まりは法律、その中に政令、省令、告示（命令）、地方が作る法律は条例、規則、告示、訓令、（例規）との種類の区別がある。上位法になるにつれておおざっぱな決まりになり、下に向かうほど緻密になり、事務的なる

と教わった。地方自治法を補完するものが施行令で、施行規則がある。たとえば言えば風邪薬では法がカゼに効く薬で令が効能、規則が服用方法となるとの見方がある等、理解が進むような話であった。高校生の授業のようだが改めて理解をした。

公文書の考え方についても、これは住民もので公開はルールにのっとり公開されるものだと非常にわかりやすかった。議会基本条例については公人と私人についての事が書かれているところもあるとの事。私も含め本町の議員は読むべき方もあるように思える。

【山口 憲一郎 議員】

「コンプライアンス」は元々「法令遵守」の意味を使っていたが、近年では法令だけでなく「企業規則」を遵守することも、コンプライアンスと呼ばれるようになった。

企業規則を整備しても、守らなければ規則としては機能しない。従業員へ「コンプライアンス」の重要性や違反のリスク、さらに遵守すべき法令や企業規則の基本的な知識を身に付けさせる目的で、「コンプライアンス」研修が行われている。

社会人として基本的にルールを身につける。

今回の研修は全体的に分かりやすく興味をもつことができた。特にSNSの使い方しだいでは危険を生ずる恐れがある。議員は公人であるので注意して使わなければならないことなど、勉強になった。また機会があれば講演を聞くことができればと思う。

6. 欠 席
岩永 政則 議員